

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 5月13日

【会社名】 東京製綱株式会社

【英訳名】 TOKYO ROPE MFG. CO., LTD

【代表者の役職氏名】 取締役社長 蔵 重 新 次

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

【電話番号】 03 - 6366 - 7777

【事務連絡者氏名】 経理部長 中 原 良

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

【電話番号】 03 - 6366 - 7777

【事務連絡者氏名】 経理部長 中 原 良

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、平成26年6月27日開催予定の当社第215回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、第三者割当によるA種種類株式の発行に係る議案、A種種類株式及びB種種類株式の新設等に伴う定款の一部変更に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案並びに割当予定先であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合の指名する者1名を当社の社外取締役として選任することに関する議案の承認が得られることを条件として、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

東京製綱株式会社A種種類株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）（以下「A種種類株式」といいます。）

(2) 発行数

2,500株

(3) 発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価格（払込金額） 1株につき1,000,000円

資本組入額 1株につき500,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 2,500,000,000円

資本組入額の総額 1,250,000,000円

（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本の額であり、増加する資本準備金の額は1,250,000,000円です。

(5) 株式の内容

A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）及びB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行う。なお、優先配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

A種種類株式1株当たりの優先配当金の額は、1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、平成29年6月30日までの期間においては4.5%を、平成29年7月1日以降の期間においては5.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日（但し、平成27年3月31日に終了する事業年度においては、平成26年7月8日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。以下同じ。）として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として、A種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりの優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりの優先配当金の累計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に上記(2)に従い計算される優先配当金相当額（但し、上記(2)但書により控除がなされる前の額）に達しないときは、その不足額

は、翌事業年度以降累積する。当社は、累積した不足額に、当該事業年度にかかる定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降、平成29年6月30日までの期間においては年率4.5%、平成29年7月1日以降の期間においては年率5.5%の利率で1年毎の複利計算（なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）をした金額を加算した額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）を、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払並びに普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、かつ、B種種類株主等と同順位で、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算される優先配当金相当額とする。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成26年7月8日（以下「取得請求権行使期間開始日」という。）以降いつでも、A種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日（以下「普通株式対価取得請求日」という。）を特定して、当該日の1か月前までに書面により当社に対して通知した場合に限り、当社に対して、普通株式対価取得請求日において、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（A種）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求（A種）」という。）ができるものとし、当社は、普通株式対価取得請求日において、当該普通株式対価取得請求（A種）に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（A種）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。但し、普通株式対価取得請求（A種）は、普通株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）が、同日に発行済の全てのA種種類株式（発行会社が有するものを除く。）についてB種種類株式等対価取得請求（下記5項(1)に定義される。）が行われたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合においてのみ行うことができるものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求（A種）に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を普通株式対価取得請求日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求（A種）に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、158.0円（以下、本項において「当初取得価額（A種）」という。）とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年3月12日（同日を含む。）以降、毎年3月12日及び9月12日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間（A種）」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が公表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額（A種）」という。）。但し、修正後取得価額（A種）が当初取得価額（A種）の50%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額（A種）はA種下限取得価額とし、また、修正後取得価額（A種）が当初取得価額（A種）の150%に相当する額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、下記(6)の調整を受ける。以下「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額（A種）はA種上限取得価額とする。

なお、取得価額算定期間（A種）中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(5)取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \times \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(5)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(5)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6)上限取得価額及び下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、A種上限取得価額及びA種下限取得価額についても、「取得価額」を「A種上限取得価額」又は「A種下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7)普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(8)普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

(1)B種種類株式等対価取得請求権

A種種類株主は、取得請求権行使期間開始日以降いつでも、A種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日（以下「B種種類株式等対価取得請求日」という。）を特定して、当該日の45日前までに書面により当社に対して通知（撤回不能とする。）した場合に限り、当社に対して、B種種類株式等対価取得請求日において、金銭及びB種種類株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「B種種類株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、B種種類株式等対価取得請求日において、当該B種種類株式等対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該B種種類株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭及び下記(2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行わ

れる日」及び「分配日」をB種種類株式等対価取得請求日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該B種種類株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種種類株式等対価取得請求日における分配可能額を超えるおそれがある場合には、B種種類株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、B種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。

(2)A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数

上記(1)によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、B種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成26年7月8日(同日を含む。)から平成30年6月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、B種種類株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に0.22を乗じて得られる数、(ii)平成30年7月1日(同日を含む。)から平成31年6月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、B種種類株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に0.29を乗じて得られる数、(iii)平成31年7月1日(同日を含む。)以降においては、B種種類株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に0.37を乗じて得られる数とする。また、B種種類株式等対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3)取得請求受付場所等

上記4.(7)の規定は、本項に基づくB種種類株式等対価取得請求の場合に準用する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし(但し、金銭対価償還日より前に上記5.(1)に定めるB種種類株式等対価取得請求をする旨の通知が行われた場合には、(i)A種種類株式の全部について当該通知が行われた場合は金銭対価償還は行われぬものとし、(ii)A種種類株式の一部について当該通知が行われた場合は当該通知が行われたA種種類株式を除くA種種類株式についてのみ金銭対価償還が行われるものとする。)、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額に(ii)A種累積未払配当金相当額及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の合計額を加えた額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成27年6月30日	: 1.08
平成27年7月1日から平成28年6月30日まで	: 1.15
平成28年7月1日から平成29年6月30日まで	: 1.22
平成29年7月1日から平成30年6月30日まで	: 1.30
平成30年7月1日以降	: 1.38

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1)当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2)当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3)当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. その他

上記各項は、A種種類株式の発行について株主総会決議が得られていることを条件とする。

(6)発行方法

第三者割当の方法により、A種種類株式を、以下のとおり、割り当てます。

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合 2,500株

(7) 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 2,500,000,000円

発行諸費用の概算額 200,000,000円

差引手取概算額 2,300,000,000円

発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャル・アドバイザー・フィー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社・みずほ証券株式会社）及びリーガル・アドバイザー・フィー、価値算定費用です。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本第三者割当増資による手取金の具体的用途は、下記の内容を予定しております。

	具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
	国内外における生産設備の維持更新投資	900	平成26年7月～平成28年3月
	エレベータ用ロープ生産強化に関する追加機械設備投資及び先行投資時の調達資金の代替	1,150	平成26年7月～平成27年6月
	生産増強にかかる戦略投資	150	平成26年7月～平成27年6月
	業務効率化に必要なIT投資資金や既存事業の生産体制を維持及び効率化	100	平成26年7月～平成28年3月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

について、エレベータ用ロープ生産強化に関する投資に関して、ベトナム工場向けの投資資金を一時的に借入れ（金額：約10億円）にて調達しておりますが、本来資本性のある資金により投資するべきものであったことから、本第三者割当増資による調達資金によりすみやかにこれを返済し、かかる借入れによる調達資金を代替するものです。なお、残額（金額：約1.5億円）は、今後発生する追加機械設備投資に充てられる予定です。

については土浦工場における生産設備（機械）の新設費用を予定しております。

(8) 新規発行年月日（払込期日）

平成26年7月8日

(9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(10) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

A種種類株式の特質

(i) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

() 取得価額の修正基準及び修正頻度

当初の取得価額は、158.0円です。

取得価額は、平成27年3月12日（同日を含む。）以降、取得価額修正日において、取得価額算定期間の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されます。但し、修正後取得価額（A種）が、A種下限取得価額である当初取得価額（A種）の50%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、上記（5）4.(6)の調整を受ける。）を下回る場合には、修正後取得価額（A種）はA種下限取得価額とし、また、修正後取得価額（A種）が、A種上限取得価額である当初取得価額（A種）の150%に相当する額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、上記（5）4.(6)の調整を受ける。）を上回る場合には、修正後取得価額（A種）はA種上限取得価額とします。

() 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(ア) 取得価額の下限

79.0円

(イ)取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

31,645,569株

() 当社の決定によるA種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

A種種類株式には、当社が、平成27年6月30日以降いつでも、金銭対価償還日が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

上記()乃至()の詳細は、上記(5)4.乃至6.をご参照下さい。

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（A種種類株式）の発行により資金の調達をしようとする理由
当社グループは、「トータル・ケーブル・テクノロジーの追及」を中長期的ヴィジョンに掲げ、各事業において業容・収益拡大に取り組んでまいりましたが、欧州金融危機を引き金とする太陽光関連事業（ソーワイヤ・ワイヤソー）の世界的な需要減と中国系企業による大量生産がソーワイヤ価格の下落へと繋がった結果、スチールコード事業（以下「SC事業」といいます。）の収益が急速に悪化した為、SC事業の構造改革に着手し、平成24年3月期と平成25年3月期に、構造改革費用として減損損失等の特別損失を合計約277億円計上いたしました。その結果、連結純資産は約430億円（平成23年3月期）から約118億円（平成25年3月期）まで大幅に減少するに至りました。

平成26年3月期においては、SC事業の構造改革による固定費圧縮や改善施策の効果発現に加え、鋼索鋼線事業や開発事業の増収効果により、本日公表の通り、当社は連結営業利益・経常利益の黒字化を実現しております。当社の財務状況は回復途上にあります。今後、更なる抜本改革実施によるSC事業の早期健全化や、鋼索鋼線事業や開発事業の競争基盤を磐石なものとする為には、早期に財務基盤を安定させる必要があります。かかる状況を踏まえ、当社は昨年6月頃より、複数の投資家に対して初期的な資本増強の検討依頼をした結果、金額規模・経済条件並びに当社の事業目的や経営方針にご理解をいただける割当予定先に対して、総額25億円のA種種類株式を発行することを平成26年5月12日開催の取締役会において決議いたしました。これにより、財務体質の安定化を図ると同時に、新規設備投資及び研究開発等に係る必要資金を確保することができ長期的な株主価値向上に資するものと判断いたしました。また、本第三者割当増資により調達した資金については、当社の主力事業である鋼索鋼線事業のグローバル事業展開を担うエレベータ用ワイヤロープを主要生産品目とするベトナム工場生産拡大に向けた追加機械設備投資及び先行投資時の調達資金代替、並びに業務運営の効率化や既存事業の生産体制を維持及び効率化する上で必要な投資資金に充当することで、当社グループの競争力を向上させ収益基盤を強化することが可能となります。今次の自己資本の増強によって株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

当社は、財務体質の早期安定化を図る一方で、既存の株主様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記のとおり平成25年3月期決算において当社の自己資本が大幅に減少し、いまだ財務状況が回復途上にあることに鑑みると、財務体質の安定化を図るためには、金融機関からの借入による資金調達とのバランスをとり、資本性のある資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当の実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でない判断いたしました。当社としては、普通株式の急激な希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには種類株式による増資が最適であると考え、種類株式による投資実績、投資家の特性、金額規模、経済条件を勘案した上で、当社種類株式による増資に前向きにご検討いただけそうな複数の投資家を対象に検討を進めた結果、前述の条件面で合意ができ、また当社の事業目的及び経営方針にご理解をいただける投資家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合に対して、以下の特徴を有するA種種類株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

() 優先配当金

A種種類株式の優先配当率は、平成29年6月30日までは年4.5%、平成29年7月1日以降は年5.5%に設定されており、A種種類株主は普通株主及びB種種類株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、A種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しま

す。A種種類株主は、原則として、当該優先配当に加え、当社普通株式の配当を受け取ることはできません。

() 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

A種種類株式には、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権が付されております。A種種類株式の発行要項では払込期日以降いつでも、A種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日を特定して、当該日の45日前までに書面により当社に対して通知（撤回不能です。）することにより、当社に対して、当該日において金銭及びB種種類株式を対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております（以下「金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権」という。）が、割当予定先は、A種種類株式を引き受けること等に関して当社と割当予定先との間で締結した投資契約（以下「本契約」といいます。）の規定により、平成29年7月1日以降においてのみ、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。ただし、本契約において、(i)(a)当社及び当社連結子会社が当事者となっている一定の借入契約等に規定されている財務制限条項違反若しくは期限の利益喪失事由のいずれかに該当した場合、(b)当社が本契約上の義務や表明保証条項に違反した場合（軽微な違反を除きます。）、(c)当社の平成26年度以降の各年度の決算期における当社の分配可能額が一定の金額を下回った場合、(d)当社の平成27年3月期以降の各年度の連結ベースの実績EBITDA（すなわち、営業利益に減価償却費を加算した額）が一定の数値を下回った場合又は下回る結果となることが合理的に見込まれる場合、若しくは(e)当社が金融商品取引法の定めに従った有価証券報告書若しくは四半期報告書の提出をしなかった場合（以下、総称して「転換制限解除事由」といいます。）、又は(ii)当社が、A種種類株式について金銭を対価とする取得条項（後記 をご参照ください。）を行使した場合には、平成29年6月30日以前であっても、いつでも、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとして合意されています。なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。

金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求がなされた場合に交付される金銭の額は、常に当該取得請求権に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額であり、交付されるB種種類株式の数は、(i) 払込期日である平成26年7月8日から平成30年6月30日までに当該取得請求がなされた場合には、当該取得請求に係るA種種類株式の数に0.22を乗じて得られる数、(ii)平成30年7月1日から平成31年6月30日までに当該取得請求がなされた場合には、当該取得請求に係るA種種類株式の数に0.29を乗じて得られる数、(iii)平成31年7月1日以降に当該取得請求がなされた場合には、当該取得請求に係るA種種類株式の数に0.37を乗じて得られる数となります。

A種種類株式に当該金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を付与することにより、A種残余財産分配額については金銭償還を可能とすることで、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に比して、希薄化を抑制できる設計にしております。また、A種残余財産分配額の金銭に加え、償還プレミアム部分としてB種種類株式を交付することで、A種種類株式の優先配当率を一定の水準に抑えながら、金銭を対価とする取得条項を行使する場合に比して、当社の金銭負担を抑制できる設計にしております。また、仮にA種種類株式の発行後当社の株価が下落した場合であっても、以下に記載のとおり、B種種類株式が普通株式に転換する際の計算に用いられる取得価額の下限は一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることとなります。なお、後述の通り、割当予定先が自主的に取得請求権を行使できる期間である平成29年7月1日以降について、当該金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を優先的に行使することを検討していることを確認しております。

() 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」といいます。）が到来することをもって、金銭対価償還日の60日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行うことにより、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができます。この場合において当社が支払う金銭の額は、A種種類株式の払込金額相当額に金銭対価償還日の時期に応じて決定される償還係数を乗じた額に、A種累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額とされています。A種種類株式の払込金額相当額に償還係数を乗じた額については、具体的には、金銭対価償還日が、(i)平成27年6月30日の場合は1,080,000円、()平成27年7月1日から平成28年6月30日までに属する場合は1,150,000円、()平成28年7月1日から平成29年6月30日までに属する場合は1,220,000円、()平成29年7月1日から平成30年6月30日までに属する場合は1,300,000円、()平成30年7月1日以降の場合は1,380,000円となっております。

なお、金銭対価償還日より前に上記 に定める金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使する旨の通知がなされた場合、A種種類株式の全部について、金銭対価償還は行われず、A種種類株式の一部

について当該通知がなされた場合は当該通知がなされたA種種類株式を除くその他のA種種類株式についてのみ本項に定める金銭を対価とする償還が行われます。

() 普通株式を対価とする取得請求権

A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株式の発行要項では原則として、払込期日以降いつでも、普通株式対価取得請求日を特定して、当該日の1か月前までに書面により当社に対して通知（撤回不能です。）することにより、当社に対して、当該日において当社の普通株式を対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております。

ただし、かかるA種種類株式の発行要項に拘わらず、割当予定先は、本契約の規定により、原則として、平成29年7月1日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとされており、しかし、転換制限解除事由のいずれかに該当する場合には、平成29年7月1日の到来前であっても、割当予定先は、当社の普通株式を対価とした取得請求権を行使することができます。

もっとも、普通株式を対価とした取得請求権は、請求日における分配可能額が、同日に発行済の全てのA種種類株式（自己株式を除きます。）について金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合にのみ、行使することができます。よって、A種残余財産分配額については金銭償還を可能とする限りにおいて、普通株式を対価とした取得請求権は行使されません。

なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。

普通株式を対価とした取得請求権が行使された場合、当社は、A種種類株主に対して、A種種類株主が取得請求をしたA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付します。この場合の取得価額は、当初、平成26年5月12日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値相当額である158.0円としますが、取得価額は、平成27年3月12日以降6ヶ月ごとの日において、当該日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値の92%に相当する額に修正されることとなっております（ただし、修正後の取得価額は、当初取得価額（A種）の50%（79.0円）を下回ることなく、また、当初取得価額（A種）の150%（237.0円）を上回ることはないものとされています。）。

割当予定先は、転換制限解除事由が発生しない限り（又は当社がA種種類株式について金銭を対価とする取得条項（上記（ ））をご参照ください。）を行使しない限り）、平成29年6月30日までは、金銭を対価とする取得条項が行使されたとしても、割当予定先は普通株式を対価とする取得請求権を行使できません。そのため、当社は、内部留保資金の積上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いてA種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請求による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することができます。

また、取得価額の修正に際して、修正後の取得価額の下限が一定額に固定されていることから、仮に当社の株価が下落した場合であっても、普通株式を対価とする取得請求権により一定以上の希薄化が生じることは抑制されています。

以上から、A種種類株式の発行により生じ得る普通株式の希薄化により既存株主の皆様が生じる影響にも十分な配慮がなされているものと考えております。

() 議決権及び譲渡制限

A種種類株式には議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

その他A種種類株式の詳細につきましては、別紙1「東京製綱株式会社 A種種類株式発行要項」をご参照下さい。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容

割当予定先は、払込期日以降平成29年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。また、割当予定先は、払込期日以降平成29年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は発行会社がA種種類株式について取得条項を行使した場合に限り、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

また、割当予定先は、A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権を行使しようとする場合において、当該行使

の直後の時点で、当社がそれまでにA種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使によってA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付し又は当該行使により交付することとなる普通株式に係る議決権の総数の、本契約締結日における当社の総議決権数に対して占める割合が25%以上となる場合には、A種種類株式又はB種種類株式に係る取得請求権を行使することができません。

当社の株券の売買に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容

割当予定先は、当社の事前の書面による承諾がない限り、割当予定先が保有するA種種類株式又はB種種類株式の、割当予定先に関連する者（割当予定先の無限責任組合員であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社及びその子会社並びにこれらの会社がインベストメント・マネジャーとなっているファンド等）以外の第三者への譲渡等を行うことができません。また、割当予定先が、割当予定先に関連する者に自らが保有するA種種類株式又はB種種類株式を譲渡等する場合には、割当予定先は、予め当該者をして、本契約に規定する取得請求権の行使制限、譲渡制限等及び買い増しの禁止に関する義務を遵守することを約させるものとされています。なお、当社は、割当予定先に関連する者以外の第三者に対する譲渡等について承諾することを現時点では予定しておりませんが、仮に当該承諾をするときは、割当予定先が、予め当該第三者をして、上記の各義務を遵守することを約させることを条件とする予定です。

当社の株券の貸借に関する事項についての割当予定先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、本契約において、当社は、割当予定先が希望した場合には、割当予定先が希望する数の当社普通株式の借株を受けることができるよう、最大限努力する（当社株主の紹介を含む。）ものとされており、また、割当予定先は、A種種類株式又はB種種類株式に係る取得請求権の行使により交付を受け得る普通株式の数の概ね範囲内で、当社の借株を受けるものとされています。

その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

(11) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(12) 募集又は売出しを行う地域に準ずる事項

日本国内

(13) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

(14) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、割当予定先のA種種類株式の保有方針については、下記(15)をご参照下さい。

(15) 第三者割当の場合の特記事項
割当予定先の状況

割当予定先の概要	割当予定先の概要	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 第壹号投資事業有限責任組合
		所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
		組成目的	有価証券の取得等
		主たる出資者及びその出資比率	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱商事株式会社 ドイツ銀行東京支店
	業務執行組合員等に関する事項	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
		本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
		代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 齋藤進一
		資本金	100,000,000円
		事業の内容	有価証券の取得及び保有等
		主たる出資者及びその出資比率	株式会社日本政策投資銀行 14.9% 株式会社みずほ銀行 14.9% 株式会社三井住友銀行 14.9% 株式会社三菱東京UFJ銀行 14.9% 三菱商事株式会社 14.9% ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社マネジメント 13.5% その他 12.0%
提出者と割当予定先の間 の関係	提出者と割当 予定先の間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。
		資金関係	該当事項はありません。
		技術関係及び取引関係	該当事項はありません。
	提出者と業務 執行組合員等 の間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。
		資金関係	該当事項はありません。
		技術関係及び取引関係	該当事項はありません。
割り当てようとするA種種類株式の数	2,500株		

(注) 割当予定先の出資額及び主たる出資者の出資比率については、割当予定先から開示を受けていないため、記載していません。

割当予定先の選定理由

当社は、上記「(10) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種種類株式)の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、太陽光関連事業(ソーワイヤー・ワイヤソー)の世界的な需要減と中国系企業による大量生産がソーワイヤー価格の下落へとつながった結果、SC事業の収益が急速に悪化した為、SC事業の構造改革に着手することを決断し、平成24年3月期と平成25年3月期に、構造改革費用として減損損失等の特別損失を合計約277億円計上するに至りました。その結果、連結純資産は約430億円(平成23年3月期)から約118億円(平成25年3月期)まで大幅に減少するに至りました。

この資本毀損は直ちに当社の経営に影響を与えるものではないものの、かかる財務状況や更なる抜本改革実施によるSC事業の早期健全化及び今後の当社の主力事業における競争基盤を磐石にすることを踏まえ、第三者割当による増資の実施を視野に入れて、複数の候補を対象とした割当先の選定手続を実施いたしました。かかる選定手続において複数の割当候補と協議をする中で、種類株式の諸条件を比較検討の上、国内で一定の投資実績を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、A種種類株式の募集の目的・商品性に賛同いた

けるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合に対してA種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社と割当予定先との間では、当社に対する出資に関する事項について、本契約を締結することを合意しており、その概要は以下のとおりです。

() 当社の遵守事項

当社は、一定の条件の下、(1)当社がその時点で有効な事業計画に定める数値目標を達成するよう合理的な最善の努力を尽くすこと、(2)割当予定先がA種種類株式を一定数以上保有する限り、原則として、当社及び当社の連結子会社の定款等の変更、株式等の発行、自己株式の買受、資本金又は準備金の額の変更、剰余金の配当、一定の重要な資産・営業等の取得又は処分、一定の組織再編行為、一定の借入・保証等、一定の新規投資、倒産処理手続きの申立等、事業計画の重要な変更等の重要な行為を当社又は当社の連結子会社が行う場合に、割当予定先の事前の承諾を得ること(ただし、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。)、(3)当社のアドバイザー機能を有する会議体として割当予定先と共同でエクイティ・モニタリング会議を設置・開催すること、(4)割当予定先が指名する者1名を社外取締役候補者とする(なお、当社の財務指標が一定の基準を下回った場合、割当予定先は当該社外取締役に加えて常勤取締役1名を指名することができます。)、(5)A種種類株式に係る剰余金の配当資金及びA種種類株式の取得資金を可能な限り創出するべく、割当予定先と協議の上、必要な措置をとるよう合理的に努力すること、(6)当社は、割当予定先の事前の書面による承諾のある場合を除き、A種種類株式又はA種種類株式に転換可能な新株予約権(ストックオプションを含む。)、新株予約権付社債その他の一切の権利の発行又は処分を行わないこと、(7)割当予定先がA種種類株式を一定数以上保有する限り、財務制限条項違反その他の債務不履行事由等に該当する場合、事業運営の抜本的な改善を行うこと、(8)割当予定先に対して、借入契約、法令遵守状況等の一定の報告を行うこと、(9)割当予定先が希望した場合には、当社は、割当予定先が希望する数の当社普通株式の借株を受けることができるよう、最大限努力(当社株主の紹介を含む。)すること(ただし、割当予定先は、A種種類株式又はB種種類株式に係る取得請求権の行使により交付を受け得る普通株式の数の概ね範囲内での借株に限るものとします)等を、割当予定先に誓約しています。

() 取得請求権の行使制限

割当予定先は、払込期日以降平成29年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。また、割当予定先は、払込期日以降平成29年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は発行会社がA種種類株式について取得条項を行使した場合に限り、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

また、割当予定先は、A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権を行使しようとする場合において、当該行使の直後の時点で、当社がそれまでにA種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使によってA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付し又は当該行使により交付することとなる普通株式に係る議決権の総数の、本契約締結日における当社の総議決権数に対して占める割合が25%以上となる場合には、A種種類株式又はB種種類株式に係る取得請求権を行使することができません。

() 譲渡制限等

割当予定先は、当社の事前の書面による承諾がない限り、割当予定先が保有するA種種類株式又はB種種類株式の、割当予定先に関連する者(割当予定先の無限責任組合員であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社及びその子会社並びにこれらの会社がインベストメント・マネジャーとなっているファンド等)以外の第三者への譲渡等を行うことができません。また、割当予定先が、割当予定先に関連する者に自らが保有するA種種類株式又はB種種類株式を譲渡等する場合には、割当予定先は、予め当該者をして、本契約に規定する取得請求権の行使制限、譲渡制限等及び買い増しの禁止に関する義務を遵守することを約させるものとされています。なお、当社は、割当予定先に関連する者以外の第三者に対する譲渡等について承諾することを現時点では予定しておりませんが、仮に当該承諾をするときは、割当予定先が、予め当該第三者をして、上記の各義務を遵守することを約させることを条件とする予定です。

() 買い増しの禁止

割当予定先は、当社の事前の書面による承諾がない限り、直接又は間接を問わず、A種種類株式及びB種種類株式に付された取得請求権の行使による場合を除き、当社の普通株式その他の株式又は新株予約権の買取り、譲受け又は承継を行わないこととなっております。

() 払込義務の前提条件

A種種類株式の払込時において当社の分配可能額が一定水準を超えていること、及び本定時株主総会においてA種種類株式の発行を停止条件として割当予定先の指名する者1名を当社の社外取締役を選任する旨の議案が承認されていること等が、割当予定先によるA種種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、A種種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

割当予定先は、平成29年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、A種種類株式の金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権並びに普通株式を対価とする取得請求権を行使することができませんし、転換制限解除事由が発生するか発行会社がA種種類株式について取得条項を行使しない限り、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができません。

平成29年7月1日以降につきましては、割当予定先からは、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を優先的に行使することを検討していることを確認しております。そして、割当予定先が金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該行使により割当予定先がB種種類株式を取得することになりますが、その場合、割当予定先がB種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使して当社普通株式を取得する可能性があります。かかる取得請求権の行使の結果として割当予定先が交付を受けた場合の当該普通株式については、割当予定先は市場環境を見ながら適宜売却していく意向であることを確認しております。

なお、前述の通り、普通株式を対価とした取得請求権は、請求日における分配可能額が、同日に発行済の全てのA種種類株式（自己株式を除きます。）について金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合にのみ、行使することができます。当社がA種残余財産分配額については金銭償還を可能とする限りにおいて、普通株式を対価とした取得請求権は行使されません。

また、本契約上、割当予定先は、当社の事前の書面による承諾がない限り、その保有するA種種類株式又はB種種類株式を、割当予定先に関連する者以外の第三者への譲渡等を行うことができません。A種種類株式又はB種種類株式には、当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限条項を定められておりますが、当社は割当予定先が払込期日から2年間において、割当株式であるA種種類株式又はB種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先に対する出資者の財務諸表を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

割当予定先の実態

割当予定先の業務執行組合員の代表者に対する面談等を通じ、当該割当予定先又はその主な出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

株券等の譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要します。

発行条件に関する事項

() 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者機関である株式会社プルートラス・コンサルティング（以下「プルートラス・コンサルティング」といいます。）に対してA種種類株式の価値算定を依頼した上で、プルートラス・コンサルティングより、A種種類

株式の価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。ブルータス・コンサルティングは、一定の前提（A種類株式の配当率、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、金銭及びB種類株式を対価とする取得請求権、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いてA種類株式の公正価値を算定しております。本価値算定書においては、A種類株式の価格は、1株当たり1,075,200円（107.52%）とされております。

なお、A種類株式の価値算定結果の詳細は、下記のとおりであります。

（ア）A種類株式の評価額については、1株当たり1,075,200円です。

（イ）A種類株式の評価に考慮した主な発行条件

名称	数値	採用数値の概要
発行株式数	2,500株	A種類株式発行要項の通り
発行価額の総額	2,500,000,000円	A種類株式発行要項の通り
発行価額	1,000,000円	A種類株式発行要項の通り
優先配当金	4.5%	A種類株式発行要項の通り
金銭及びB種類株式を対価とする取得請求権	-	A種類株式発行要項の通り
普通株式を対価とする取得請求権	-	A種類株式発行要項の通り
金銭を対価とする取得条項	-	A種類株式発行要項の通り

（ウ）採用数値の概要

名称	数値	採用数値の概要
A種当初転換価格	158.0円/株	A種類株式発行要項の通り
B種当初転換価格	145.4円/株	B種類株式の内容の通り
満期までの期間	3年	想定される当事者の行動前提を考慮した期間
株価	146円/株	評価基準日の東京証券取引所における終値
株価変動性	44.54%	満期までの期間に応じた直近期間の株価情報を週次観察して算出
配当利回り	0%	直近の配当実績に基づき算定
無リスク利率	0.113%	満期までの期間に対応した中期国債の流通利回りを採用

（エ）採用した評価モデル

名称	数値	採用数値の概要
当社の行動	-	3年後に金銭を対価とする取得条項を行使する予定とする
割当予定先の行動	-	取得条項の行使を受けて、金銭及びB種類株式を対価とする取得請求権を発動する予定とする
採用した算定手法	-	一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるブルータス・コンサルティングによる本価値算定書における上記評価結果等を勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断いたしました。

しかしながら、種類株式の評価に関しては様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件としてA種類株式を発行することといたしました。

() 募集数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

当社は、A種種類株式を2,500株発行することにより、総額2,500,000,000円を調達いたしますが、上述したA種種類株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、A種種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、前述のとおり、A種種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権、又はA種種類株式の金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権により交付されるB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。A種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（79.0円）で行使されたと仮定すると、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で最大で議決権数31,645個の普通株式が交付されることになり、平成26年3月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である144,307個に対する割合は約21.9%となります。なお、A種種類株式の全部について、A種種類株式に付された金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権が、B種種類株式が最も多く交付される時点において行使された場合（すなわち、当該取得請求権が平成31年7月1日以降に行使された場合）において、これによって発行されたB種種類株式の全部につき、B種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（50円）で行使された場合には、最大で議決権数18,500個の普通株式が交付され、平成26年3月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である144,307個に対する割合は約12.8%となりますので、A種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に生じる最大の希薄化よりも小さいものとなります。

このように、A種種類株式又はB種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることになりますが、本第三者割当増資による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、本契約において、転換制限解除事由が発生しない限り、払込期日の約3年後である平成29年6月30日までは割当予定先は取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、事業構造改革の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、平成29年7月1日以降においても、すべてのA種種類株式について金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権が行使できるだけの分配可能額が当社にある場合は、より大きな希薄化を生じさせる普通株式を対価とする取得請求権が行使できないこととされていること、A種種類株式には平成27年6月30日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、A種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請求権の行使によるより大きな希薄化の発生を防止することが可能な設計がなされていること、A種種類株式及びB種種類株式に関するいずれの取得請求権についても修正後の取得価額に下限を設定していること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、A種種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

第三者割当後の大株主の状況

() 普通株式

A種種類株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことからA種種類株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、計算に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内 2丁目6番1号	11,504	7.07%	11,504	7.07%
株式会社ハイレックスコーポレーション	兵庫県宝塚市栄町1丁目12番28	4,000	2.46%	4,000	2.46%
東京ロープ共栄会	東京都中央区日本橋3丁目6-2日本橋フロント3階	3,988	2.45%	3,988	2.45%
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,643	2.24%	3,643	2.24%
横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋5丁目36-11	2,671	1.64%	2,671	1.64%
CBHK-KSD-WOORI	34-6, YEOUIDODONG, YEOUNGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,591	1.59%	2,591	1.59%
ザバンクオブニューヨークメロンインターナショナルリミテッド131800	2-4, RUE EUGENEPUPPERT, L-2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,165	1.33%	2,165	1.33%
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,900	1.17%	1,900	1.17%
東京製綱グループ従業員持株会	東京都中央区日本橋3丁目6-2日本橋フロント3階	1,892	1.16%	1,892	1.16%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,821	1.12%	1,821	1.12%
計	-	36,177	22.23%	36,177	22.23%

(注) 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権数の割合については、平成26年3月31日現在の株主名簿による記載をしております。

株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

その他参考になる事項
該当事項はありません。

(16) B種種類株式の内容

1. 剰余金の配当

(1) B種配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対し、B種配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記4.(1)に定めるB種残余財産分配額に、下記(2)に定める配当年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種配当金」という。）の配当をする。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種配当年率

B種配当年率は、B種配当基準日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をB種配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ連続する30取引日（以下、本(2)において「B種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記6.(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記6.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種配当金の額にしないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、かつ、A種種類株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり1,000,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（B種）」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求（B種）」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求（B種）に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（B種）を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求（B種）に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求（B種）に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、145.4円（以下、本項において「当初取得価額（B種）」という。）とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年3月12日（同日を含む。）以降の毎年3月12日及び9月12日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額（B種）」という。）、修正後取得価額（B種）は同日より適用される。但し、当該価額が当初取得価額（B種）の110%に相当する額（以下「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額（B種）はB種上限取得価額とし、50円（以下「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額（B種）はB種下限取得価額とする。

「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間（B種）」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、取得価額算定期間（B種）中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(5)取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。
なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の取得価額調整式により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主割当日を定めた場合は当該株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{matrix} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) +} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{matrix}} \times \text{普通株式1株当たりの時価}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(5)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(5)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無

償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) B種上限取得価額及びB種下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種上限取得価額及びB種下限取得価額についても、「取得価額」を「B種上限取得価額」又は「B種下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(9) 普通株式の交付方法

5. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(17) その他

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 普通株式 162,682,420株

資本金の額 15,074,167,611円

A種種類株式の発行は、本定時株主総会にて、第三者割当によるA種種類株式の発行に係る議案、A種種類株式及びB種種類株式の新設等に伴う定款の一部変更に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案並びに割当予定先の指名する者1名を当社の社外取締役として選任することに関する議案の承認が得られることを条件とします。

以上